

# I 概 論

## I 概論

### 1. 危機管理の必要性

鹿児島大学は、学生、職員、役員及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、大学の社会的な責任を果たすことを目的として、「国立大学法人鹿児島大学における危機管理に関する規則」を制定し、平成18年1月1日から施行しています。

近年、大学においても、学生や教職員等の安全を確保するための危機管理体制の整備が求められています。従来、一般に、大学における危機管理としては、地震や火災など災害への対応を中心に検討がなされてきました。しかし、最近の企業不祥事に見られるように、危機は災害等に限られるものでなく、様々な危機（クライシス）が大学環境と教育・研究活動そのものを脅かすことが認識されてきたところです。

大学における危機管理において、学生や教職員等を守るために整備すべき事項は、以下の3項目に集約できます。

- ・最悪に備える。
- ・悲観的に準備し、楽観的に（冷静に）対処するノウハウ
- ・即決断し、直ちに対応するシステムの策定

危機管理の要求は、突発的に発生するものです。あらゆる立場の人が日頃から当事者としての心構えを備えていなければなりません。そういう要求性からも、大学の危機管理マニュアルは、小事から大事件・大事故までもカバーする大がかりで組織的なものであることが求められます。すなわち、大学として対応すべき、根幹的なものと、想定する事象毎に、関係分野での即時対応を可能にするものが必要とされるのです。そしてそれらは、頻繁に情報を交換し、共有できるものでなければなりません。

### 2. 「危機管理」とは

「危機管理」と言うとき、一般的に、「危機を発生させないためにはという予防的な意味」、「危機が発生したそのときにどのように対処するかという緊急対応的な意味」、「被害を拡大させないためにはという事後対応的な意味」を合わせて使用することが見受けられます。また、災害や事件・事故等への対処から、経営リスクの最小化というようなものまで、幅広い範囲の意味で使用されているところです。

しかし、本学の定めた上記の規則では、対象とする危機事象を、次のような事態であって、組織的・集中的に対処することが必要な事態と定義し、焦点化しています。

- (1) 本学の教育研究等の活動の遂行に重大な支障のある事態、
- (2) 学生等の安全にかかわる重大な事態、
- (3) 施設管理上の重大な事態、
- (4) 本学に対する社会的信頼を損なう事態、
- (5) その他これらに類するような事態

本「危機管理マニュアル」は、この規則に基づき作成するものであり、大学として、組織的かつ緊急な対応が必要な不測の事態に、どのように対処するかということに的を絞って、職員の意識化を図るものとなっています。したがって、予防的な意味合いのものや経営的な意味合いのものは、取り上げていません。

上記の事態への対応には、日頃から構成員1人1人が、「危機」に対するより高い意識を持ち、実際に発生した場合の混乱を最小限に抑えるため、縦横の連絡体制の整備と円滑化が必要とされますが、それに向けて学内体制を整備し、思いがけない事故や災害に対して、即時対処できるような、実践的な危機管理マニュアルの周知と共有化が求められているところです。

また、もとより、非常時、緊急時の対応は、平常時、日頃の対応を基礎としているもの

## I 概論

です。危機を発生させないための日頃の取組が最も重要であることは言うまでもありません。

### 3. 危機の分類

2に示したような大学に関わる危機事象をその発生の原因から分類すると、大きく、1) 学生の危機＝学生が犯罪や事件・事故等の被害者になったような場合、2) 学生による危機＝学生が犯罪や事件・事故等の加害者になったような場合、3) 教職員の危機＝教職員が犯罪や事件・事故等の被害者になったような場合、4) 教職員による危機＝教職員が犯罪や事件・事故等の加害者になったような場合、5) その他の危機＝災害や施設設備の管理上の危機などに分類することが可能です。

本危機管理マニュアルでは、「Ⅱ. 学生の危機への対応」、「Ⅲ. 学生による危機への対応」、「Ⅳ. 教職員による危機への対応」、「Ⅴ. 教職員の危機への対応」、「Ⅵ. その他の危機への対応」として取り上げ、それぞれの分類において、代表的、象徴的な事例を複数設定し、そのような事態が発生した際の対応体制及び対応の内容を示しました。

なお、本学では、既に平成16年4月に「鹿児島大学防災基本規則」を定めており、部局等の長は当該部局等の実状に即した防災マニュアル等を作成し、学生等に周知することとしていることなどから、本マニュアルで取り上げる事例には、地震や火災等は除いています。

### 4. 全学的な対応体制等の概略

鹿児島大学の危機管理体制としては、上記の規則において、次のような体系を定めているところです。

#### (1) 学長等の責務

まず、学長は、本学における危機管理を統括する責任者であり、理事の補佐を得て、全学の危機管理体制の充実に努めることとしています。また、学部長、病院長、事務局長など部局等の長は、当該部局等における危機管理の責任者であり、全学的な危機管理の充実に努めることとしています。さらに、学長、理事、部局等の長は、日常的な危機管理の充実に図り、危機管理に関する資料の配付、研修の実施等により全学及び当該部局等における危機管理の充実に図ること、学生等に対しても必要な広報、情報提供等に努めることとしています。そして、職員は、その職務の遂行に当たり、危機管理に努めなければならないとしています。

さらに、理事及び部局等の長を「危機管理員」として指定し、それらの者が全学的に対処が必要な危機管理に当たること、職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生するおそれがあることを発見した場合は、危機管理員に通報しなければならないこと、通報を受けた危機管理員は、直ちに学長に連絡するとともに当該危機事象の状況を確認し、学長と対処方針を協議することとしています。

#### (2) 対策本部

学長は、(1)に記述した部局長等からの連絡を受けたときや自ら危機事象を認識したとき等において、その対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る対策本部を設置することとなります。

この対策本部の構成は、総括責任者である学長を本部長と、担当理事など危機管理員の中心から学長が指名する者を副本部長と、関係理事、関係部局長等及び関係部課長等を本部

員とし、その事務は事務局総務課が関係部課等の参画を得て行うこととしています。

対策本部は、本部長の指揮の下に迅速に危機事象に対処し、職員は、対策本部の指示の下に危機事象に対応します（原因の特定等に必要な場合は、事故調査委員会を設置）。

また、対策本部は、危機事象への対処の終了後に役員会等に必要な報告をし、承認を得なければならないものの、危機事象への対応に当たり、学内手続を省略することができることとしています。

なお、この対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散することとなります。

### (3) 危機管理対策検討委員会

鹿児島大学では、危機管理に関し実施が必要な事項を検討するため、平成18年度から、「危機管理対策検討委員会」を設置しています。

この委員会は、総務担当理事を委員長とし、担当学長補佐、学部など各部局等からの選出者及び事務局各部長を構成員とし、教職員の意識啓発など危機管理に関し実施が必要な事項を検討することとしています。

## 5. まとめ

危機管理の要諦は、「それが危機であるということを認識した上で、各レベルの担当者が同じ危機感を共有すること」とされています。

役員はもとより全ての教職員が、危機に際し学生等の安全を確保するためはどのように対処すればよいか、しなければならないか、本マニュアルを基に認識を強くすることが求められます。

### (参考)

平成19年3月現在の理事の担当は、下表のとおりであり、総務・情報担当理事の所掌事項の一つとして「危機管理」が明記されています。

理事の担当	所掌事項
総務・情報担当	総務 人事・労務 危機管理 安全管理 福利厚生 広報 情報公開 情報 図書館管理等
企画・評価担当	企画 将来構想 評価等
教育・学生担当	教育課程 教育方法 教育体制 単位互換 高大連携 生涯 学習 入試 学生生活支援 留学生 就職等
研究・社会連携担当	学術研究企画 研究協力 産学連携 知的財産 国際交流 地域貢献 同窓会・後援会等
財務・環境担当	経営・経理 財政基盤の強化 環境・施設の整備・維持管理 事務組織の統轄等